公告第電通－　　２３６号
令和　８年１０月２８日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁
調達事業部総括装備調達官
浅見　智宏

再　　公　　告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（平成２７年防衛装備庁公示第１号）を熟知の上、参加されたい。

記

１　入　札　方　式　一般競争入札
２　入　札　日　時　令和８年１１月２５日（水）１６時３０分
３　入　札　場　所　防衛装備庁 調達事業部 電子音響調達官付通信電気室事務室(電子入札・開札システムのみの場合)
防衛装備庁 第２入札室（Ｄ棟２階）(紙による入札がある場合)
４　参　加　資　格　(1) 予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和７・８・９年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
(4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

５　入　札　方　法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
６　保　　証　　金　入札保証金　・・・　免除
契約保証金　・・・　契約金額の10/100以上の現金又は銀行との間の連帯保証状を通常とする。
７　保証金の処分　契約保証金は契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属する。
８　保証金納付の免除　６の保証金以上の金額につき、保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだときは契約保証金を免除する。
９　入札の無効　４の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
１０　契約書作成の有無　有
１１　適用する契約条項　売買契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

１２　入札に付する事項

調達要求番号	品名	規格	数量	納入場所	納期	摘要
1-08-2038-013A-HH-2025	シグナルゼネレータ	仕様書のとおり	1個	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	R9.7.30	

(1)説　　明　　会　無
(2)見　本　提　出　無
(3)内　訳　書　提　出　無
(4)提　出　書　類　等　無

１３　そ　　の　　他
(1)防衛装備品等調達システムの利用　本件は、防衛装備品等調達システムを利用する案件である。防衛装備品等調達システムによる入札の場合、入札書の受領期間は令和８年１１月１８日（水）９時３０分から令和８年１１月２４日（火）１８時００分までとする。ただし、行政機関の休日を除く。なお、防衛装備品等調達システムの障害により、入札取り止めを含め、本公告内容が変更となる場合がある。また、防衛装備品等調達システムにより難い者については紙入札方式を用いるものとする。この場合には、令和８年１１月２４日（火）１７時００分までに防衛装備庁調達事業部電子音響調達官付通信電気室調達第３班に「紙入札方式参加届」を提出すること。

(2)端数処理　入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。

(3)下請負　現に指名停止を受けている者の下請負（下請負の届出によるものを除く。）については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

(4) その他

１１に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を適用する。

落札者は、「生産性向上推進制度に関する特約条項」を付すことができる。

本書記載事項の詳細及び仕様書等の貸出又は閲覧については、防衛装備庁調達事業部電子音響調達官付通信電気室調達第３班（問い合わせ先：０３（３２６８）３１１１内線３５５３７・３５５４２）に照会のこと。

予定価格が一千万円を超える製造その他についての請負契約の場合において最低価格の入札金額が低入札価格調査基準に該当した場合、低入札価格調査を行い、入札金額が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、または、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、落札者としない場合がある。

なお、当該調査にあたり、入札金額の内訳書の提出やその資料に関する説明を求めることになり、この提出及び説明の求めに応じない場合、または不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」ものとして落札者としない場合がある。